月刊AMCPレポート

AMCパートナーズ株式会社

【クリニック経営 解決Navi】

http://www.medical-consul.com/

〒541-0054 大阪市中央区南本町2-3-8 Tel:06-6262-2256/Fax:06-6262-2257

財務 VOL.52

知っておきたい相続4-遺留分、特別受益、寄与分-

「争族」という言葉に表れておりますように、相続に際して親族間での諍いが発生することは珍しくありません。遺言書や養子縁組の有効性をめぐって裁判沙汰に、とまではいかなくとも、家族会議で「遺留分」「特別受益」「寄与分」を主張して口論となるケースは少なくありません。

相続を心配しておられる先生方におかれましては、「**争族」ではなく「想続」の実現のために**、これらの意義を理解しておく必要があると思われますので、今回は、これらの意義につき解説させて頂きます。

※ 当然のことながら、法定相続人の方全員が、相続財産の配分について何も不満がないのであれば、被相続人のご遺志通りに相続が行われることとなります。

1. 遺留分

遺留分につきましては、ご存知の先生方も多いかと思われますが、法定相続人(4月号参照)の法律上の最低限の相続分をいいます。具体的には、法定相続人(被相続人の兄弟姉妹除く)の法定相続割合(5月号参照)×1/2となっております(一部例外あり)。

例えば、先生にご子息がお二人いらっしゃる場合、「財産は全て長男に相続させよう」と考え、有効な遺言書にもその旨を記載していました。しかし、次男が遺留分を主張すれば、相続財産の1/2×1/2=1/4は次男が相続することとなってしまいます(遺留分の減殺請求)。

(生命保険の活用)

それでは、先述のケースでご長男の取り分を増やすためには、 先生はどうすればいいのでしょうか。真っ先に思い浮かぶのは、 生命保険の活用です。先生を被保険者とし、相続人の方を 受取人とする生命保険金は相続税の課税対象となります(4 月号参照)が、**当該保険金には遺留分の権利は及びません。**

つまり、先生がご長男を受取人とする<u>生命保険に加入する</u> <u>ことで、ご長男の取り分を増やすことができる</u>というわけです。また、生命保険には「相続税の非課税枠」もございます(4月号 参照)ので、節税効果も期待できます。

2. 特別受益

特別受益とは、特定の法定相続人が被相続人から受けた特別の利益のことで、具体的には多額の金銭の提供、例えば教育資金の支払(一定の場合に限ります)、結婚資金や住宅資金等の贈与等が該当します。

先述のケースで、長男に特別受益があることを次男が主張し、それが認められた場合、その分長男の相続財産が減少し、次男の相続財産が増加することとなります。

(特別受益となるもの、ならないもの)

- 1. 現預金、医療法人の出資金等の生前贈与は、贈与税の納税とは関係なく、原則として特別受益となります。
- 2. <u>生命保険金は、原則として特別受益とはなりません</u>が、 相続財産全体に占める当該保険金の割合が極端に大 きい(※判例では5割超)場合には、特別受益となってし まうケースもあるようです。
- 3. 教育資金の支払につきましては、大学以上の教育機関に対するものであれば特別受益とされる場合もございますが、富裕層である開業医の先生方の場合は事情が異なります。

実際に、被相続人の多額の資金援助により、相続人が歯科医師となったケースでは、裁判において、<u>私立大学</u> 歯学部進学後6年間の学費・生活費は特別受益と認め られませんでした。

従いまして、その家庭状況からみて、**お子様を何としても** (**歯科**) **医師にして後継ぎにする**というプランがあり、**その程 度の教育水準が当たり前**という場合であれば、たとえ多額の支出であっても特別受益に該当しないと考えられます。

ただし、先の裁判におきましても、**留年中**の学費・生活費、歯科医師国家試験の**2回目以降の再受験**に係る学費・生活費といった「勉強を怠けた結果余計に要した(という印象が強い)支出」は**特別受益とされています。**

3. 寄与分

寄与分とは、先述した特別受益とは逆に、特定の法定相続 人が被相続人に与えた特別の利益のことです。ただし、単なる お手伝い等では認められず、被相続人の財産の維持や増加 への特別な貢献が必要です。

具体的には、

- (1) 無給で、長年に渡り医院の運営に従事してきた
- (2) <u>退職等をして、長年に渡り</u>先生の介護にあたってきた場合等に限り認められます。「<u>法定相続人が自らの生活を犠牲にしてきた対価</u>」という意味合いが強く、先の遺留分や特別受益と比べると、**認定のハードルは非常に高い**といえます。

先述のケースで、次男が自らに寄与分があることを主張し、それが認められた場合には、その分長男の相続財産が減少し、次男の相続財産が増加することとなります。

「争族」ではなく「想続」の実現のためには、<u>まずは</u>何よりも先生と相続人の方々との<u>早期のお話し合いが重要です</u>。

その上で、相続人の方々があくまで「もらえるものはもらいたい」とお考えであれば、「遺留分」「特別受益」「寄与分」に最大限配慮した財産の配分が求められることになります。